

○おおい町議会議員政治倫理条例施行規程

令和7年4月21日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、おおい町議会議員政治倫理条例（令和7年おおい町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續)

第2条 条例第6条第1号の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号）、審査請求をする町民等署名簿（様式第2号）及び紹介議員署名簿（様式第3号）を議長に提出して行うものとする。

2 条例第6条第2号の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第4号）及び審査請求をする議員署名簿（様式第5号）を議長に提出して行うものとする。

(審査請求書の受理後の手續)

第3条 議長は、前条第1項の規定による審査請求書の提出があったときは、速やかにおおい町選挙管理委員会に対し、審査の請求をした者及びその代表者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 条例第7条第1項の規定による議会運営委員会での協議の結果、審査の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該審査の請求を却下する。

- (1) 条例第6条の規定による審査の請求の要件を満たしていないとき。
- (2) 審査の請求をすることができない対象についてなされたものであるとき。
- (3) 審査請求書等の記載事項又は添付資料に不備があるとき。

3 議長は、審査の請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正

することができるものであるときは、審査の請求をした者の代表者に対し、相当の期限を定めて、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を審査の請求をした者の代表者に書面により通知するものとする。

(審査結果の報告)

第4条 条例第8条第2項の規定による報告は、審査結果報告書(様式第6号)により行うものとする。

(改廃)

第5条 この訓令の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

審査請求書

おおい町議会議員 様

（審査請求をする町民等の代表者）

住 所

氏 名

連絡先

おおい町議会議員政治倫理条例第6条第1号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 審査を求める議員の氏名

2 疑われる違反

おおい町議会議員政治倫理条例 第 条 第 項 第 号に違反

3 違反していると疑うに足りる事実の概要

()

4 添付書類

- ・審査請求をする町民等署名簿（様式第2号）
- ・紹介議員署名簿（様式第3号）
- ・当該違反を疑うに足りる事実を証する文書等又は疑惑解明の趣意書

（注） 審査請求をする町民等の代表者の氏名は、自署すること（目の不自由な方が点字により自己の氏名を記載することを含みます。）。

様式第2号（第2条関係）

審査請求をする町民等署名簿

おおい町議会議長が、おおい町選挙管理委員会に対し、本署名簿に署名した者及びその代表者がおおい町議会議員政治倫理条例第6条第1号に規定する町民等であるかどうかの確認を求めることに同意します。

番号	署名年月日	住 所	氏 名	生年月日	有効無効 の確認欄
(記載例) 1	R 7 . 4 . 1	おおい町 本郷 1 3 6 - 1 - 1	大飯 太郎	T <input checked="" type="radio"/> H · R 2 2 . 2 . 2	
		おおい町			

- (注) 1 番号欄には、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
 2 氏名は、自署すること（目の不自由な方が点字により自己の氏名を記載することを含みます。）
 3 心身の故障等の理由により署名簿への署名を代理人に委任する場合は、代理人は、おおい町議会議員政治倫理条例第6条第1号に規定する町民等でなければならないこと。この場合において、代理人は、当該委任した者の氏名の下に「代筆者」と記載し、代筆者として自らの住所及び氏名を記載すること。なお、氏名は、自署すること。
 4 有効無効の確認欄には、何も記載しないこと。

様式第3号（第2条関係）

紹介議員署名簿

氏名

（注）氏名は、自署すること（目の不自由な議員が点字により自己の氏名を記載することを含みます。）。

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

審査請求書

おおい町議会議長 様

（審査請求をする議員の代表者）
氏名

おおい町議会議員政治倫理条例第6条第2号の規定に基づき、次のとおり
審査を請求します。

1 審査を求める議員の氏名

2 疑われる違反

おおい町議会議員政治倫理条例 第 条 第 項 第 号に違反

3 違反していると疑うに足りる事実の概要

()

4 添付書類

- ・審査請求をする議員署名簿（様式第5号）
- ・当該違反を疑うに足りる事実を証する文書等又は疑惑解明の趣意書

（注） 審査請求をする議員の代表者の氏名は、自署すること（目の不自由な議員が点字により自己の氏名を記載することを含みます。）。

様式第5号（第2条関係）

審査請求をする議員署名簿

番号	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(注) 氏名は、自署すること（目の不自由な議員が点字により自己の氏名を記載することを含みます。）。

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

審査結果報告書

おおい町議会議長 様

おおい町議会議員政治倫理審査会
会長

本会に付議されました審査案件の結果について、おおい町議会議員政治倫理条例第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 審査の対象となった議員の氏名

2 審査の対象となった違反の内容

おおい町議会議員政治倫理条例 第 条 第 項 第 号に違反

3 審査の結果及び意見

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 2 条関係)

様式第 5 号 (第 2 条関係)

様式第 6 号 (第 4 条関係)